

令和 8 年度千曲市姨捨棚田草刈業務委託仕様書

1. 業務名 令和 8 年度千曲市姨捨棚田草刈業務委託
2. 場所 千曲市大字八幡 姨捨棚田
3. 委託期間 令和 8 年 5 月 15 日から令和 8 年 10 月 9 日まで
○実施回数及び実施期間
(1)棚田貸します制度保全田他、通路
 - ・第 1 回目 5 月 18 日～5 月 25 日
 - ・第 2 回目 6 月 18 日～6 月 25 日
 - ・第 3 回目 7 月 17 日～7 月 24 日
 - ・第 4 回目 8 月 17 日～8 月 24 日
 - ・第 5 回目 9 月 14 日～9 月 21 日(2)その他箇所
 - ・第 1 回目 5 月 26 日～6 月 1 日
 - ・第 2 回目 7 月 8 日～7 月 15 日
 - ・第 3 回目 9 月 4 日～9 月 11 日※ただし、(1) (2)とも実施期間は目安であり、協議の上実施すること。
4. 業務内容 水田の畔、法面、通路の草刈りおよび集草
 - ・資機材は持ち込みとする
 - ・草刈は肩掛式草刈機等による
 - ・刈り込みの高さは概ね 5 cm以内とする（場所により 5 cm以上も可）
 - ・刈った草は車両等通行の妨げにならない箇所に集めておく
 - ・刈った草が水田および排水路等に入らないようにする
5. 業務範囲 別紙「令和 8 年度千曲市姨捨棚田草刈業務委託範囲（全体）」のとおり
 - ・棚田貸します制度区域の保全田等の区画
 - ・棚田貸します制度区域内の通路
 - ・棚田貸します制度区域外のその他箇所
6. 履行確認 下記により写真を撮影し、監督員に提出するものとする。
 - ・施工前、施工中、施工後について、施工全景がわかる箇所を選定し、必要と思われる個所、回数ごとに撮影を行う。
 - ・黒板等に期日を明示し撮影を行う。

（裏面へ）

7. 安全管理

- (1) 受託者は、作業にあたって作業員、地元住民及び周辺通行人などに危険がないよう万全の安全対策を講じること。
- (2) 受託者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- (3) 作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全ベルトなどを着用し、安全対策を講じること。
- (4) 作業に使用する機械器具は事前に安全点検を行うこと。
- (5) 刈払機取扱作業安全衛生教育終了証の資格を有している者が作業を行うこと。